

| 平成21年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第1日） | | | | | | |
|--|------------|------------------|-----------|----------|-------|-----------|
| 招集年月日 | 平成21年12月8日 | | | | | |
| 招集の場所 | 太良町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開会 | 平成21年12月8日 9時29分 | | | 議長 | 坂口久信 |
| | 散会 | 平成21年12月8日 9時49分 | | | 議長 | 坂口久信 |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 |
| | 1番 | 所賀 廣 | 出 | 7番 | 見陣 泰幸 | 出 |
| | 2番 | 山口 巖 | 出 | 8番 | 久保 繁幸 | 出 |
| | 3番 | 平古場 公子 | 出 | 9番 | 末次 利男 | 出 |
| | 4番 | 坂口 久信 | 出 | 10番 | 山口 光章 | 出 |
| | 5番 | 牟田 則雄 | 出 | 11番 | 下平 力人 | 出 |
| | 6番 | 川下 武則 | 出 | 12番 | 木下 繁義 | 出 |
| 会議録署名議員 | 8番 | 久保 繁幸 | 9番 | 末次 利男 | 10番 | 山口 光章 |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | (事務局長) | | (書記) | | | |
| | 寺田 恵子 | | 針長 俊英 | | | |
| 地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名 | 町長 | 岩島 正昭 | 農林水産課長 | 佐藤 慎一 | | |
| | 副町長 | 永淵 孝幸 | 税務課長 | 江口 司 | | |
| | 教育長 | 陣内 碩泰 | 建設課長 | 川崎 義秋 | | |
| | 総務課長 | 岡 靖則 | 会計管理者 | 坂本 豊 | | |
| | 企画商工課長 | 桑原 達彦 | 農業委員会事務局長 | 藤木 修 | | |
| | 財政課長 | 大串 君義 | 学校教育課長 | 川瀬 勝芳 | | |
| | 町民福祉課長 | 新宮 善一郎 | 社会教育課長 | 高田 由夫 | | |
| | 健康増進課長 | 松本 太 | 太良病院事務長 | 毎原 哲也 | | |
| 環境水道課長 | 土井 秀文 | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成21年12月8日（火）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 議案第74号～議案第82号
町長の提案理由の説明

午前9時29分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成21年12月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、全員御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成21年第6回太良町議会定例会第4回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として、8番久保君、9番末次君、10番山口光章君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、去る12月2日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から12月16日までの9日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から12月16日までの9日間と決定い

たしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程3. 諸般の報告について。

まず、議長より報告をいたします。

去る11月11日、東京のNHKホールで開催された全国町村議会議長会創立60周年記念・第53回町村議会議長会全国大会に出席してまいりました。

「真の分権型社会の創造をめざして」のテーマで開催された今回の大会では、まず「町村の危機的状況を乗り越え、真の分権型社会の創造をするため、果敢に行動していくことを誓う」との宣言がなされ、「地方分権改革の実現」や「町村税財源の確保」「新過疎法の制定」「町村議会の活性化」など14項目の決議と、「分権型社会の実現」「町村税財源の充実強化」「新過疎法制定促進」「後期高齢者医療制度の廃止」に関する4項目の特別決議、そして「地方分権改革の実現に関すること」など24の要望事項が満場一致で採択されました。

なお、各地区要望事項の中には九州新幹線西九州ルート建設促進や有明海沿岸道路の整備促進も含まれております。

以上、簡略に御報告いたしました。今大会の宣言文等、お手元に資料を配付しておりますので、後でござらんください。

次に、町長より行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

○町長（岩島正昭君）

それでは、諸報告を申し上げます。

11月16日から上京をいたし、全国町村長大会を含め、5つの大会等に参加したことを御報告いたします。

全国町村長大会では、「過疎地域の発展が国家的課題であるとの認識のもとに、地域特性に応じた総合的な施策を積極的に展開するため、新たな過疎対策法の制定を強く求める」特別決議、住民に身近な行政主体である町村が基礎的自治体として地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的、自立的にさまざまな施策を展開できるよう、8項目の決議を採択いたしました。

まず1つ目が、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元すること。

2つ目に、個別町村の減収に対する明確な代替財源を示すことなく、暫定税率を廃止しないこと。

3つ目に、戸別所得補償制度は、生産者、町村が納得できるものとし、食料、木材、自給率の向上と危機的状況にある農山漁村の自立、再生を確実に前進させること。

4つ目に、少子・高齢化の進行に対応した医療、保健、福祉施策を強力に推進すること。

5つ目に、子ども手当にかかる必要な経費については、全額国庫負担とすること。

6つ目に、道路整備やダム建設などの公共事業費の扱いについては、説明責任を果たし、地域の実情を十分踏まえること。

7つ目に、町村にかかわる政策決定については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう町村の実態や意見を十分に踏まえること。

8つ目には、地方分権改革を推進し、地方の再生を図るため、国、地方の税財源配分を見直し、基礎自治体の裁量権を拡大するとともに、国と地方の協議の場を早期に法制化すること。

以上の8項目を決議し、全国の町村長が意を新たにして決意を示したところでございます。

また、全国治水砂防促進大会、水産業振興・漁村活性化推進大会、国保制度改善強化全国大会、簡易水道整備促進全国大会等に出席をし、各種要望の実現に向けて意思統一をしたところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（坂口久信君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。町長提案の議案第74号から議案第82号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成21年12月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、議案第74号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

議案第74号は、太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この改正は、厚生年金保険法等の改正により、社会保険の保険料等の延滞金の軽減措置がとられたことに伴い、後期高齢者医療制度の保険料についても同様の措置をとるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、延滞金の軽減期間を国税の例にならい1カ月から3カ月に変更するものと、延滞金の割合の特例を設けるものであります。

次に、議案第75号は、太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、法定外公共物の占用許可を受けた者の建物及び資材置き場等に係る占用について、占用料の額を設定し、平成22年4月から占用料徴収を行うため、所要の改正をお願いするも

のでございます。

なお、家屋から道路に出入りする通路及び農地の利用上必要な施設等に係る占用につきましては、占用料の免除を考えております。

次に、議案第76号につきましては、指定管理者の指定についてでございます。

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第4条の規定により、太良町総合福祉保健センターの指定管理者の候補者として次の者を選定いたしました。

指定する団体は社会福祉法人太良町社会福祉協議会、指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までです。

この指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第77号につきましては、指定管理者の指定についてでございます。

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第5条の規定により、太良町堂火葬場の指定管理者の候補者として次の者を選定いたしました。

指定する団体は有限会社太良クリーンセンター、指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。

この指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第78号は、平成21年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成21年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,586,361千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出の主なものから説明をいたします。

予算書の19ページをごらんください。

公共施設整備基金費の積立金113,653千円は、財源調整による積み立てであります。

次のページをごらんください。

賦課徴収費の家屋評価システム構築委託料3,536千円の減額は、家屋評価システムの構築に当たり、事業見直しにより事業費を縮減したことによる減額と、入札減により補正減額をいたしております。

22ページをごらんください。

老人福祉総務費の地域介護・福祉空間整備等補助金2,691千円は、小規模施設のスプリン

クラー等整備事業費で、特定非営利法人太良の里に対する補助金を計上いたしております。

次のページをごらんください。

心身障害者福祉総務費の扶助費で、障害者自立支援医療費2,000千円、重度心身障害者医療費助成4,600千円、障害者自立支援給付費6,354千円は、それぞれ決算見込みにより追加補正をいたしております。

25ページをごらんください。

予防費の新型インフルエンザ接種委託料7,995千円は、住民税非課税世帯員と生活保護世帯員1,300人分のワクチン接種委託料を補正計上いたしております。

新型インフルエンザ接種費用助成金1,230千円は、新型用ワクチンを既に接種された方の接種費用の償還払いに要する経費を補正いたしております。

次のページをごらんください。

環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金664千円は、5人槽2基の追加補正であります。なお、補正後の今年度設置基数は22基となっております。

次のページをごらんください。

特産地づくり推進費のブランド率向上推進費補助金848千円は、ミカンのマルチの被覆面積が当初見込み額を実績額が上回ったため、不足する額を追加して補正計上いたしております。

32ページをごらんください。

常備消防費の杵藤広域圏組合負担金6,847千円は、普通交付税の消防費の単位費用確定による補正であります。

34ページをごらんください。

公民館費の地区公民館整備事業費補助金101千円は、波瀬ノ浦公民館の屋根雨漏り修繕等経費に対する補助金であります。

その他、人件費の補正は、国家公務員の給与改定に準じ、議員、町長、副町長、教育長及び職員の給与等を補正いたしております。

次に、歳入について御説明をいたします。

12ページをごらんください。

国庫負担金や国庫補助金、13ページの県負担金や県補助金、14ページの県委託金、16ページの農業者年金基金受託事業収入などを各事業の歳出補正額の財源として充当いたしております。

その他の歳入では、普通交付税、地方特例交付金等の額の確定や財源調整による基金繰入金金の減額補正などを行っております。

次に、議案第79号は、平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

4 ページをごらんください。

一般管理費の減額補正は、国家公務員の給与改定に準じた人件費の補正でございます。

なお、減額分につきましては、予備費で調整いたしております。

次に、議案第80号は、平成21年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

6 ページをごらんください。

事業外費用629千円の減額補正は、前年度繰越金の補正であります。

7 ページをごらんください。

総務費3,812千円の減額補正は、国家公務員の給与改定に準じた人件費の補正及び職員の人事異動に伴う補正でございます。

なお、減額分につきましては、予備費で調整いたしております。

次に、議案第81号は、平成21年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

3 ページをごらんください。

営業費用の減額補正は、国家公務員の給与改定に準じた補正などあります。

なお、増額分につきましては、予備費で調整をいたしております。

次に、議案第82号は、平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

3 ページをごらんください。

医業費用、給与費の医師給から法定福利費までの各補正は、今後の所要額見込みによる補正でございます。

4 ページをごらんください。

材料費、薬品費2,000千円の増額補正は、整形外科手術の増と新型インフルエンザのワクチン購入に伴うものでございます。

診療材料費25,000千円の増額補正は、人工関節手術等の増加による手術材料の購入増加に伴うものでございます。

経費、保険料から研究研修費、図書費までの各増額補正は、今後の所要額見込みによるものでございます。

訪問看護事業費用の給与費、看護師手当等から6ページの通所リハビリテーション事業費の経費、保険料までの各増額補正は、今後の所要額見込みによるものでございます。

これらの補正につきましては、予備費で調整をいたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時49分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章